

紀州材の家づくり協力店登録制度 Q & A

平成28年10月 3日 第1版
平成28年12月15日 第2版
平成29年12月22日 第3版
令和3年5月24日 第4版

【登録制度について】

Q 1. 県が、この登録制度に登録している登録事業者の技術、提供物件の性能や品質等を保証してくれるのでしょうか。

A 1. 誠に申し訳ありませんが、県が、登録事業者の技術、提供物件の性能や品質等を保証する制度ではございません。あくまでも、紀州材を活用した木造住宅の施工実績又は建築計画がある建築事業者の方々を紹介する制度です。

Q 0 2. この登録制度に登録した場合、あるいは登録事業者に工事を依頼した場合、何らかの補助金や優遇措置を受けることができるのでしょうか。

A 0 2. 誠に申し訳ありませんが、そのような支援はございません。あくまでも、紀州材を活用した木造住宅の施工実績又は建築計画がある建築事業者の方々を紹介する制度です。

Q 0 3. 登録すると、登録事業者にはどのようなメリットがあるのでしょうか。

A 0 3. 登録事業者になることで得られる利点は次のとおりです。

- 県知事名で登録証が交付されます。（有効期間は登録後3年以内、更新可能）
- 報道機関への資料提供や県のHP掲載等により、登録者名簿が幅広く公表されます。
- 『紀州材の家づくり協力店』の名称やマークを活用した営業活動ができます。
- 県から普及啓発資材（建築現場足場用養生シート他）の貸与や、各種情報提供を受けることができます。

<普及啓発資材の例>



紀州材PRパネル（5枚／組）



紀州材のぼり旗



現場養生シート

Q 4. 要綱に『知事は、登録事業者の登録簿を整備し、広く公開するものとする』とありますが、具体的にどのような内容がどのように公開されるのでしょうか。

A 4. 『紀州材の家づくり協力店登録簿（別記第6号様式）』に整理した内容を林業振興課のホームページ上に公開いたします。

なお、『紀州材の家づくり建築計画書（別記第2号様式）』に記載いただきました内容は公開しないことを申し添えます。

<公開する内容>

登録番号、登録年月日、登録事業者名、所在地又は住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、ホームページアドレス

【登録要件について】

Q 0 5. 和歌山県外に本社があるのですが、登録することはできますか。

A 0 5. 和歌山県内に、事務所若しくは営業所等がございましたら、要領第4に掲げる登録の要件を満たしていただければ、登録することが可能です。また、和歌山県内に事務所若しくは営業所等が無い場合でも、次の事業の実績をお持ちの方は、登録することができます。

別表1 （要領第4関係）

事業名	要件
県外大規模店舗等での家づくり相談会事業	実行委員会構成員であること
わかやま木の家コンテスト	応募作品の関係者であること
紀州材ベストユーザー賞	受賞者であること

Q 0 6. 紀州材の家づくり建築計画書（別記第2号様式）にある「紀州材の家の供給体制の内容」には、どのようなことを書けばいいのでしょうか。

A 0 6. 別紙の記載例（このQ&Aの最後のページ）を参照してください。なお、どうしても記載できない箇所がありましたら、空欄でも構いません。

Q 0 7. 将来の受注が未定のため、紀州材の家づくり建築計画書（別記第2号様式）にある「紀州材の家の建築計画」を書くことができません。どうすればいいのでしょうか。

A 0 7. 具体的な計画が無い場合は、目標値でも構いませんので、必ずご記入ください。

Q 0 8. 登録の際に、紀州材を活用した住宅の施工実績が必要となっておりますが、和歌山県外で建てた木造住宅や、長屋住宅等でも実績となりますか。

A 0 8. 申し訳ありませんが、施工実績として認められるのは『紀州材で建てる地域住宅支援事業』に申請された住宅の施工実績のみとなっております。

もし、上記の施工実績が無い場合は、紀州材の供給元となる製材業者等又は和歌山県木材協同組合連合会に、紀州材の家づくり協力店登録推薦書（別記第3号様式）を作成いただく必要があります。

Q 9. 登録の際に、『紀州材の家の施工実績を確認できる書類の写し』を添えることとありますが、具体的にどのような書類が必要となりますか。

また、登録の要件に、『直近の1年間で当該住宅を1棟以上施工』とありますが、複数の実績があった場合、全ての実績の書類の写しが必要となりますか。

A 9. 『紀州材で建てる地域住宅支援事業』の要綱で定めております『紀州材で建てる地域住宅支援事業実績書（第7号様式）』の1枚目を添付してください。こちらの書類で、請負業者様としての実績を確認させていただきます。

なお、書類をお手元に残されていない場合は、下記までご相談ください。

また、『直近の1年間で当該住宅を1棟以上施工』されていることを確認しますので、添付書類は1件分で構いません。

<問い合わせ・申込窓口>

各振興局農林水産振興部 林務課

Q 0 10. 過去に『紀州材で建てる地域住宅支援事業』の施工実績があるかどうか、教えていただくことは可能でしょうか。

A 0 10. 申請者ご本人様からのお問い合わせであれば、その方の実績のみお伝えすることができますが、他者様の状況については、お答えすることができません。予めご了承ください。

<問い合わせ・申込窓口>

各振興局農林水産振興部 林務課

Q 0 11. 登録の際に、『県税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類』を添えることとありますが、具体的にどのような書類が必要となりますか。

A 0 11. 県税については、県税事務所にて「納税証明書 別記第一号様式の12の2様式」を発行してもらってください。また、消費税及び地方消費税については、税務署にて「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」を発行してもらってください。

Q 0 12. 『和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格』又は『和歌山県建設工事入札参加資格』があるかどうか、確認することは可能でしょうか。

A 0 12. 和歌山県会計局総務事務集中課並びに和歌山県県土整備部技術調査課のホームページにて、ご確認ください。

<関連ホームページ>

- ・ 役務競争入札参加資格（下記ページの一番下に名簿ファイルがあります）
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/120200/ekimu/sikaku/>
- ・ 建設工事入札参加資格（一覧表ファイルがあります）
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kennai/>

Q 0 13. 製材業を営んでおりますが、複数の工務店を推薦することは可能でしょうか。

A 0 13. 御社と商取引等のある工務店等が、紀州材を活用した木造住宅の具体的な建築計画をお持ちであれば、何社でも推薦いただくことができます。なお、推薦される際には、紀州材の家づくり協力店登録推薦書（別記第3号様式）をご使用ください。

紀州材の家づくり建築計画書（記載例）

1. 直近3年間の関係法令の違反歴

関係法令の違反歴（過去3年間）	有	・	無
-----------------	---	---	---

※ 関係法令とは、建築基準法、建設業法及び建築士法等を指す。

2. 要領別表1に掲げる事業の実績

事業実績（過去3年間）	有	・	無
-------------	---	---	---

3. 要領別表2に掲げる事業に申請された住宅の施工実績

年度	平成25年	平成26年	平成27年
実績	2棟	0棟	1棟

※1 施工実績を有する場合は、その実績を確認できる書類の写しを添付すること。

※2 施工実績を有しない場合は、協力店登録推薦書（別記第3号様式）を添付すること。

4. 紀州材の家の供給体制の内容

住宅性能の評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ●（要望に応じ）〇〇センター等の住宅性能評価機関に依頼して性能評価を受けている。 ● 〇〇と名称を冠し、長期優良住宅を標準仕様とした住宅を提供している。
構造計算の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ●（要望に応じ）自社で擁する一級建築士が構造計算を実施 ● 〇〇プレカット工場や他社（〇〇建築設計事務所）に依頼して構造計算を実施
省エネルギー基準への対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 弊社が手がける新築住宅は全て「次世代省エネルギー基準」を満たしている。 ● 2020年の適合義務化に向け、〇〇主催の勉強会に参加している。
紀州材の調達方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 〇〇から立木を直接買い付け（〇〇原木市場で原木を買い付け）、自社で製材 ● 紀州材証明書を発行できる〇〇製材工場から納材 ● 紀州材証明書を引き継いでいる〇〇販売店（〇〇プレカット工場）から納材
消費者に対する紀州材の家の情報提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社HPを活用した情報提供、各種勉強会の開催（※具体的な日時・場所等も記載） ● 紀州材の家の完成見学会の開催 …等
その他自社独自の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 川上から川下に至る生産現場見学ツアーの開催 ● 各種イベントへの出展、〇〇新聞への広告掲載 …等

※1 紀州材の家をどのように提供し又は提供する計画であるかについて記載すること。

※2 「紀州材の調達方法」欄には、商取引等において具体的に関与している製材業者等の名称等を記載すること。

※3 欄に書ききれない場合は、別紙を添付し記載すること。なお、その際は上記の欄に「別紙のとおり」と記載すること。

5. 紀州材の家の建築計画

区分		現 状	1年目	2年目	3年目	計 画 計
年間住宅建築棟数(A)		3棟	3棟	3棟	4棟	10棟
(A)のうち木造住宅建築棟数(B)		2棟	2棟	2棟	3棟	7棟
(B)のうち紀州材の家建築棟数		1棟	1棟	2棟	3棟	6棟
年間紀州材使用量 計		10 m ³	10 m ³	24 m ³	38 m ³	72 m ³
内 訳	構造材	10 m ³	10 m ³	24 m ³	36 m ³	70 m ³
	内装材	0 m ³	0 m ³	0 m ³	1 m ³	1 m ³
	木製建具等	0 m ³	0 m ³	0 m ³	1 m ³	1 m ³

※ 年間住宅建築棟数(A)欄には、木造住宅及び非木造住宅の合計棟数を記載すること。